

情報公開審査会答申の概要

答申第 985 号（諮問第 1653 号）

件名：支出金調書等の一部開示決定に関する件

1 開示請求

平成 26 年 12 月 22 日等

2 原処分

平成 27 年 4 月 30 日等（一部開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別表の 2 欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、別表の 3 欄に掲げる部分を同表の 4 欄に掲げる規定に該当するとして不開示とした。

3 異議申立て

平成 27 年 5 月 1 日等

原処分の取消しを求める。

4 諮問

令和 3 年 7 月 13 日

5 答申

令和 3 年 11 月 30 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書の一部開示決定において、同表の 3 欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、別表の 2 欄に掲げる文書 1（以下「文書 1」という。文書 2 以下についても同じ。）は平成 25 年度から平成 26 年度に作成された、愛知県が支払いをするための決裁に係る文書であり、文書 2 から文書 11 まで及び文書 14 から文書 17 までは、愛知県政策企画局国際課（以下「国際課」という。）職員が参加した会議に関して取得した文書であり、文書 12

及び文書 13 は異議申立人が開示請求書において示した開示請求の事務に当たり作成された文書であり、実施機関は、別表の 3 欄に掲げる部分を同表の 4 欄に掲げる規定に該当するとして不開示としている。

(3) 条例第 7 条第 2 号該当性について

ア 条例第 7 条第 2 号は、基本的人権を尊重する立場から、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報が記録されている行政文書は、不開示とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのある情報が記録された行政文書についても、同様に不開示とすることを定めたものである。

また、その一方で、ただし書イからニまでのいずれかに規定された情報が記録されている行政文書については、条例の目的に照らし、原則開示と個人の権利利益の最大限の尊重との調整を図ることにより、開示することとしたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 2 号該当性について以下検討する。

イ 実施機関によれば、開示しないこととした部分のうち、文書 1 の「個人の郵便番号、住所、氏名、電話番号、金融機関名及び金融機関コード、支店名及び支店名番号、口座の種別、口座番号、口座の名義、印影及びサイン」、文書 2 から文書 7 まで及び文書 14 から文書 16 までの「個人の職・氏名」、文書 8 の「アンケート結果における委員の氏名」、文書 9 及び文書 10 の「個人の職・氏名、署名、印影」、文書 11 及び文書 17 の「個人の職・氏名、署名、印影」並びに文書 12 及び文書 13 の「個人の氏名」は、いずれも個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できるものが記録されているとのことである。

当審査会においてこれらの文書を確認したところ、不開示とされた部分には実施機関が主張する内容が記載されており、いずれも個人に関する情報であつて、特定の個人を識別できることとなるもので、条例第 7 条第 2 号本文に該当するものと認められた。また、同号ただし書きに該当する事情も認められなかった。

したがって、これらの部分は、条例第 7 条第 2 号に該当する。

(4) 条例第 7 条第 3 号イ該当性について

ア 条例第 7 条第 3 号イは、自由経済社会においては、法人等又は事業を営む個人の健全で適正な事業活動の自由を保障する必要があることから、事業活動に係る情報で、公にすることにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものが記録されている行政文書は、不開示とすることを定めたものである。

そして、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとは、事業者の生産・技術・販売上のノウハウ、経理、人事等の内容で、公にすることにより、事業者の事業活動が損なわ

れると認められる情報のほか、事業者の名誉侵害、社会的評価の低下となる情報等を含むものとされている。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 3 号イ該当性について以下検討する。

イ 実施機関によれば、開示しないこととした部分のうち、文書 1 の「法人等の印影、代表者の印影、金融機関名及び金融機関コード、支店名及び支店名番号、口座の種別、口座番号、口座の名義」、文書 11 及び文書 17 の「E メールアドレス」、文書 11 及び文書 17 の「法人の印影」並びに文書 12 の「法人の職員採用の条件等に関する部分」は、いずれも法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとのことである。また、実施機関によれば、開示しないこととした部分のうち、文書 7 の「テスト管理画面 URL」、文書 10 の「テスト管理画面 URL、管理画面 URL、ログイン ID、パスワード」並びに文書 11 及び文書 17 の「管理画面 URL、HP の管理者画面 URL、ユーザー登録 URL、投稿者情報（名、名（英語）、メールアドレス）」は、県が加盟している団体のホームページ運用方法に係る情報であり、いずれも当該団体の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、不正な接続等の危険が高まる等当該団体の正当な利益を害するおそれがあるとのことである。

当審査会において、これらの文書を確認したところ、不開示とされた部分には実施機関が主張する内容が記載されており、いずれも法人の内部管理に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものであると認められた。

よって、これらの部分は条例第 7 条第 3 号イに該当する。

(5) 条例第 7 条第 6 号該当性について

ア 条例第 7 条第 6 号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

この考え方に基づき、条例第 7 条第 6 号該当性について以下検討する。

イ 実施機関によれば、開示しないこととした部分のうち、文書 8 の「アンケート結果における委員の氏名」には、文書 8 に記載された検討会議に係るプラン策定に向けての事前のアンケートに答えた委員の名前が記載されており、また、文書 12 の「法人の職員採用の条件等に関する部分」には、県関係団体における固有職員の採用状況に係る定数など人事に関する情報が記載されているとのことである。

当審査会において、これらの文書を確認したところ、不開示とされた部分には、実施機関が主張する内容が記載されており、これらは、いずれも団体の内部管理に関する情報であり、公にすることにより、県と団体との信頼関係が損なわれ、県が行う国際交流又は多文化共生に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

また、実施機関によれば、文書 7 の「テスト管理画面 URL」、文書 10 の「テスト管理画面 URL、管理画面 URL、ログイン ID、パスワード」、文書 11 及び文書 17 の「管理画面 URL、HP の管理者画面 URL、ユーザー登録 URL、投稿者情報（名、名（英語）、メールアドレス）」は、県が加盟している団体のホームページ運用方法について記載されているとのことである。

当審査会において、これらの文書を確認したところ、不開示とされた部分には実施機関が主張する内容が記載されており、これらはいずれも県の機関が行う国際交流に関する事務に係る情報でもあり、公にすることにより、不正な接続の危険が高まる等当該事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

よって、これらの部分は、条例第 7 条第 6 号に該当する。

(6) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 一部開示決定日	2 対象行政文書		3 開示しないこととした部分	4 開示しないこととした根拠規定
平成 26 年 10 月 31 日	文書 1	支出金調書（平成 25 年度）	個人の郵便番号、住所、氏名、電話番号、金融機関名及び金融機関コード、支店名及び支店名番号、口座の種別、口座番号、口座の名義、印影及びサイン	第 7 条第 2 号
			法人等の印影、代表者の印影、金融機関名及び金融機関コード、支店名及び支店名番号、口座の種別、口座番号、口座の名義	第 7 条第 3 号イ
平成 26 年 11 月 21 日	文書 2	外国公館支援協議会 平成 25 年度総会	個人の職・氏名	第 7 条第 2 号
	文書 3	外国公館支援協議会 平成 26 年度総会		
	文書 4	愛知日米協会 平成 26 年度総会		
	文書 5	平成 26 年度 愛知日英協会定時総会		
	文書 6	平成 25 年度 愛知日米協会総会		
	文書 7	愛知県留学生交流推進協議会 第 30 回 運営委員会	個人の職・氏名	第 7 条第 2 号
			テスト管理画面 URL	第 7 条第 3 号イ 及び第 6 号

1 一部開 示決定日	2 対象行政文書		3 開示しないこと とした部分	4 開示しないこ ととした根拠規 定
	文書 8	第 1 回新豊橋市多文 化共生推進計画（仮 称）検討会議	アンケート結果にお ける委員の氏名	第 7 条第 2 号及 び第 6 号
	文書 9	国連センター協力会 幹事会	個人の職・氏名、署 名、印影	第 7 条第 2 号
	文書 10	愛知県留学生交流推 進協議会 第 22 回 総会	個人の職・氏名、署 名、印影	第 7 条第 2 号
			テスト管理画面 URL、 管理画面 URL、ログイ ン ID、パスワード	第 7 条第 3 号イ 及び第 6 号
	文書 11	愛知県留学生交流推 進協議会 第 23 回 総会	個人の職・氏名、署 名、印影	第 7 条第 2 号
			E メールアドレス、法 人の印影	第 7 条第 3 号イ
			管理画面 URL、HP の 管理者画面 URL、ユー ザー登録 URL、投稿者 情報（名、名（英語）、 メールアドレス）	第 7 条第 3 号イ 及び第 6 号
平成 27 年 4 月 30 日	文書 12	行政文書開示請求に 係る行政文書の開示 について（通知）（起 案日：平成 26 年 11 月 21 日）	個人の氏名	第 7 条第 2 号
			法人の職員採用の条 件等に関する部分	第 7 条第 3 号イ 及び第 6 号
	文書 13	行政文書開示請求に 係る行政文書の開示 について（通知）（起 案日：平成 26 年 12 月 9 日）	個人の氏名	第 7 条第 2 号
平成 27 年 4 月 30 日	文書 14	愛知日米協会 平成 26 年度総会経過報告 について	個人の職・氏名	第 7 条第 2 号
	文書 15	外国公館支援協議会 平成 26 年度総会議 事録		

1 一部開 示決定日	2 対象行政文書		3 開示しないことと した部分	4 開示しないこ ととした根拠規 定
	文書 16	平成 26 年度 愛知 日英協会定時総会		
	文書 17	愛知県留学生交流推 進協議会 第 23 回 総会会議等報告書	個人の職・氏名、署 名、印影	第 7 条第 2 号
			E メールアドレス、法 人の印影	第 7 条第 3 号イ
			管理画面 URL、HP の 管理者画面 URL、ユー ザー登録 URL、投稿者 情報（名、名（英語）、 メールアドレス）	第 7 条第 3 号イ 及び第 6 号